

佐賀県告示第 365 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 12 月 3 日から平成 26 年 1 月 6 日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 12 月 3 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 久留米基山 筑紫野線	三養基郡基山町大字宮浦字辻 1155 番 1 地 先から 三養基郡基山町大字小倉字菖蒲坂 1188 番 地先まで	平成 25 . 12 . 3
	三養基郡基山町大字小倉字清水ヶ浦 2055 番 1 地先から 三養基郡基山町大字小倉字小浦 2117 番地 先まで	〃
県道 基山公園線	三養基郡基山町大字宮浦字辻 1170 番 8 地 先から 三養基郡基山町大字宮浦字藤川 851 番 1 地先まで	〃